**平成２３年（フ）第７５７号**
横浜市都筑区勝田町1376番地
破産者　有限会社大分工業
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３００号**
福井市江端町５字17番地２
破産者　ゼロコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３３８号**
福井県大野市南春日野30号15番地１
破産者　久司建設株式会社
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３６３号**
福井県今立郡池田町千代谷第７号１番地の１
破産者　有限会社平鍋土建
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３６４号**
福井市南四ツ居町第１号138番地
破産者　有限会社平鍋土木
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４７９号**
福井県あわら市温泉１丁目305番地
破産者　株式会社角惣
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第７７号**
福井市丸山１丁目801番地
破産者　有限会社グリンプス
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第２６８号**
香川県高松市寺井町1024番地２
破産者　株式会社四国調査設計事務所
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１１５号**
秋田県大館市早口字深沢岱39番地６、前住所秋田県大館市比内町扇田字白砂13番地４
破産者　工藤　　明
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

**平成２２年（フ）第６７５号**
大分市大字駄原595番地の４　ささきビル403、開始決定時の住所大分市大字羽田473番地の６
破産者　工藤　弘子
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第６号**
山形県鶴岡市小真木原町13番29―１号、開始決定時の住所山形県酒田市錦町５丁目163番地の５
破産者　泉川　由起
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

**平成２３年（フ）第１７号**
福島県東白川郡矢祭町大字戸塚字大子沢１番地１
破産者　藤井　直人
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２２年（フ）第２００号**
福島県会津若松市和田１丁目４番20号
破産者　谷ヶ城　**隆**
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２３年（フ）第２９号**
福島県喜多方市関柴町上高額字北町425番地14、前住所福島県喜多方市字越巻3748番地45
破産者　佐**藤**ハルミ
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２１年（フ）第１４０号**
大分県佐伯市字目大字小野市3835番地３、旧住所福島県双葉郡双葉町大字新山字広町42番地
破産者　森藤　正彦
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２３年（フ）第２５号**
茨城県日立市田尻町３丁目14番３号
破産者　笹沼　千鶴
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２２年（フ）第２１４７号**
神奈川県横浜市磯子区森１丁目11番４―402号、前住所埼玉県上尾市原新町３番48号　ルミエール上尾103
破産者　美濃　信介
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５０８号**
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮323番地２
破産者　山本　由美
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５１１号**
埼玉県加須市騎西824番地３
破産者　藤井　寿明
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５４８号**
埼玉県加須市富士見町９番８号
破産者　中村　榮次
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係